

○都道府県構想はどうあるべきか

【市町村長アンケートとりまとめ意見を踏まえた議論のたたき台】

① 人口減少等社会情勢への対応、財源確保

《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・ 将来の人口減少・高齢化等の社会情勢の変化に対応する計画としていくことや、厳しい財政状況の下での財源の確保などが課題と考える。

《各汚水処理事業における共通の現状・取り組み》

- ・ 平成19年9月に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について(平成19.9.14 19農振第1045号, 19水港第1801号, 国都下事第226号, 環廃対発第070914001号)」を通知し、下記の留意事項を踏まえた都道府県構想の早急な見直しの推進を都道府県に対して求めている。

- 1 社会情勢の変化等の反映
- 2 連携の強化
- 3 住民の意向の把握

② 費用対効果や地域特性等を考慮した総合的判断による計画策定

《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・ 計画策定に際しては、費用対効果を考慮する必要がある。一方で、地域特性、地域の実情等を考慮に入れて、総合的に判断することが必要である。

《各汚水処理事業における共通の現状・取り組み》

○都道府県構想の考え方

- ・ 事業主体である地方公共団体自らが、汚水処理施設の特性、経済性等を勘案して、地域の実情に応じた最適な整備手法を「都道府県構想」としてとりまとめ。
- ・ 経済比較は、耐用年数を考慮した建設費と維持管理費のトータルコストで行うことが基本（都道府県構想策定時に各市町村が検討）
- ・ 役割分担を明確にした上で、計画的に各種事業を推進する枠組みが確立されている。

(参考)「汚水処理施設の効率的な整備の推進について」における建設費等の修正について
(平成 20.9.12 事務連絡) (別紙) 統一的な経済比較のできるマニュアルの考え方

統一的な経済比較のできるマニュアル作成の考え方 (「汚水処理施設の効率的な整備の推進について」における建設費等の修正について(平成19.9.14農林水産省農村振興局長企画部事業計画課長補佐、整備部地産整備課長補佐、水産庁漁港漁場整備部防汚課長補佐、国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課長補佐、環境省大臣官房環境部・リサイクル対策課環境対策課長補佐、環境省大臣官房環境部・リサイクル対策課環境対策課長補佐、環境省大臣官房環境部・リサイクル対策課環境対策課長補佐、環境省大臣官房環境部・リサイクル対策課環境対策課長補佐)

事項	考え方を統一 (二省共通)	内容を統一		
		環境省	国土交通省	農林水産省
建設費 (注1)	○地方単独費を含む全体事業費を計上 ※ただし、汚泥処理施設のうち、汚泥濃縮設備以外の費用は除く	【BOD除去型合併処理浄化槽】 (注2)(注3) 5人槽：83.7万円/基 7人槽：104.3万円/基 ○本体費用(55%) ○付属機設(電機費用(5%) ○設置工事費用(40%)	【処理場】 $C_1=493+Q^{0.67}$ C_2 :処理場建設費(万円) Q :日最大汚水量(m ³ /日) ○管理棟、沈砂池ポンプ、反応槽、最終沈砂池、塩素処理池、汚泥濃縮設備等 【管路】 $C_p=7.5*L$ C_p :管路建設費(万円) L :管路延長(m)	【処理場】 500人以上： $Y=2,396.5*X^{0.67}+9.30*X+11,630$ 501人以上： $Y=3,859.1*X^{0.67}+9.30*X+11,630$ Y :建設費(千円) X :計画人口(人) ○ポンプ槽、沈砂槽、汚泥濃縮貯留槽、上屋、流量調整槽等 【管路施設】 $Y=57*L$ Y :建設費(千円、L:延長(m)) 積算構成：自然流下方式
維持管理費	○水処理に係る全体維持管理費を計上	【BOD除去型合併処理浄化槽】 5人槽：6.5万円/(基・年) 7人槽：8.1万円/(基・年) ○保守点検費用(薬品代を含む) ○清掃費用(汚泥濃縮を行う場合も含む) ○法定検査費用 ○電気代	【処理場】 $Mer=47.8*Q^{0.67}$ Mer :処理場維持管理費(万円/年) Q :日平均汚水量(m ³ /日) ○運転費(人件費を含む)、薬品代、電気代等 【管路】 80円/(m・年) (内部清掃費18円/(m・年) 調査費18円/(m・年) 補修費47円/(m・年)	【処理場】 $Y=19.7*X^{0.67}$ Y :維持管理費(千円/年) X :計画人口(人) ○保守点検費、薬品代、水質検査費、電気代等 ※汚泥引取・処分に係る費用を含む 【管路施設】 18円/(m・年)
経済比較の際に参考となる年数	各種法令等に基づくもの 施設の使用実績	7年(注4) (国庫補助事業実施要綱)	処理場23年、管路50年 (地方公営企業法)	処理場23年、管路施設50年 (財務省令等)
		○全体：90年～(注5) ○機設設備：7～15年程度	(注6) ○終末処理場土木建築物：50～70年 ○終末処理場機械電気設備：15～35年 ○管渠：50～120年	国土交通省に準拠 ○終末処理場土木建築物：50～70年 ○終末処理場機械電気設備：15～35年 ○管渠：50～120年

(注1) 放流費については、必要に応じて別途計上する。
(注2) 豪雪地帯での設置工事費や、高度処理型の設置における増加費用分の計上も可能。
(注3) 建設費は浄化槽市町村整備推進事業の基準額と同じ額である。
(注4) 平成11年3月31日付管第15号浄化槽対策室民通知「合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて」記1より、下水道事業計画区域内においても下水道整備が7年以上見込まれない地域に国庫補助が可能としている。
(注5) 昭和40年代に設置された1府5県約6,700基単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の平成10年度末での使用実績を厚生省で調査した結果による。
(注6) 政令指定都市、下水道利用開始後30年以上経過している市町村126箇所下水道施設の平成11年度末での使用実績を建設省で調査した結果による。

③ パブリックコメント・住民説明等による住民意向反映

《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・パブリックコメントの実施や住民説明を行うなど住民の理解・合意を得ることが求められ、住民の意向・要望に沿った計画とすることも必要と考える。

《各汚水処理事業における共通の現状・取り組み》

- ・平成19年9月に通達された「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について(平成19.9.14 19農振第1045号, 19水港第1801号, 国都下事第226号, 環廃対発第070914001号)」により、「住民の意向の把握」を踏まえた都道府県構想の早急な見直しの推進が図られている。

《下水道事業における現状・取り組み》

- ・「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル(案)平成20年9月(国土交通省都市・地域整備局下水道部)」において、都道府県構想の策定に際し、あらかじめ本構想の案を公表するなど、住民の意向の把握に努めることとしている。

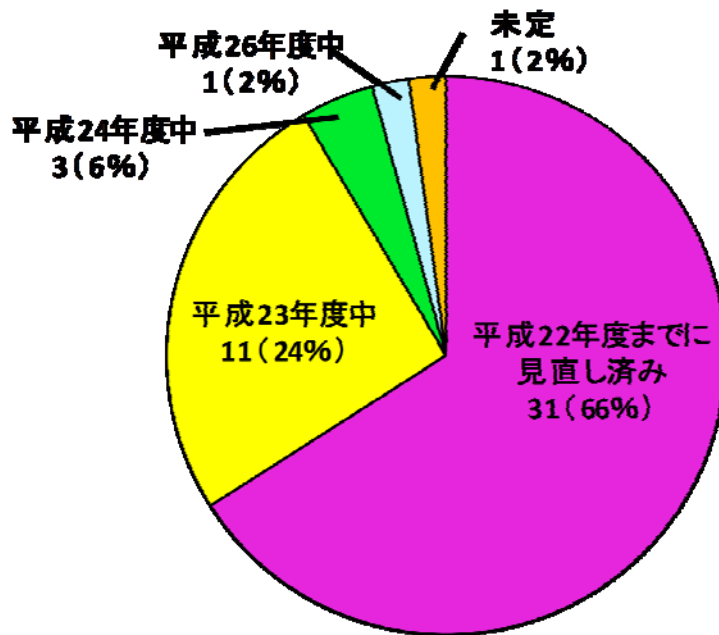
④ 汚水処理施設の最適な整備手法の検討

《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・ 公共用水域の水質保全、生活環境改善のためにも、下水道、農業集落排水等、合併浄化槽等の汚水処理施設の整備を進める必要があり、最適な整備手法を検討・選択し、汚水処理事業を効率的・経済的に進めて行くことが必要である。

《各汚水処理事業における共通の現状・取り組み》

○都道府県構想の見直し状況



平成 23 年 3 月末時点

平成 19 年 9 月三省通知以降の状況

⑤ 整備スピード・財政状況への考慮、⑥ 県や上位計画との調整

《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・ 未普及地域の早期解消には、経済性の他、整備のスピードや財政状況等も考慮する必要がある。
- ・ 計画策定時には汚水処理にかかる県等との調整や、財政計画や総合計画等の関連した計画やその他上位計画との調整・整合をはかることも重要であるが、一方で時間を要することは課題である。

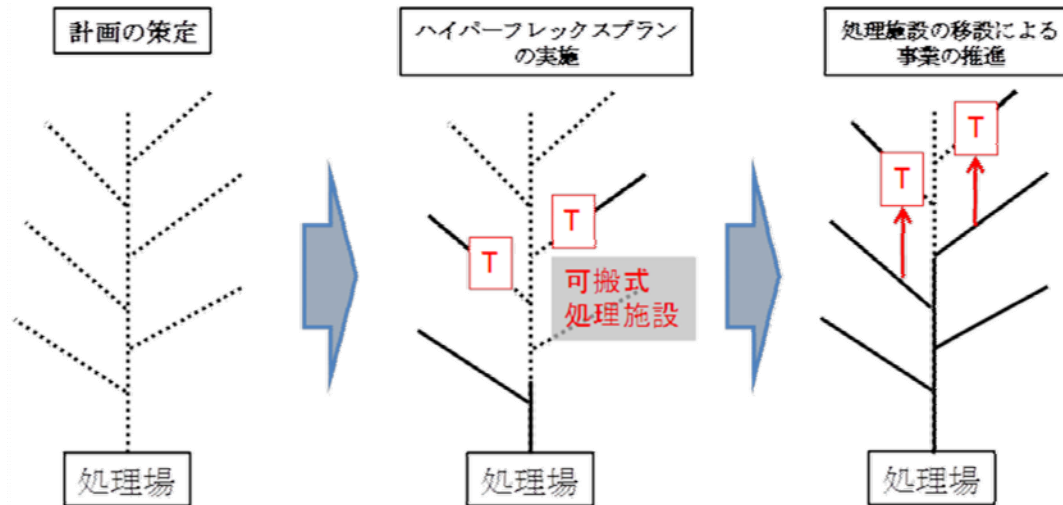
《各汚水処理事業における共通の現状・取り組み》

(下水道、農業集落排水施設、浄化槽)

- ・「汚水処理施設整備交付金交付要綱（平成 21.4.24）第 15 雑則」より、「事業主体は、事業主体の自主性裁量性により、自ら基礎数値等を決定し、現時点で最も効率的な事業手法を選択することが可能であり、整備手法が都道府県構想と異なる場合は、次回の都道府県構想見直し時に反映するものとする。」とあり、必要に応じて常に各自治体が最も効率的な事業手法を選択できるようにしている。

《下水道事業における現状・取り組み》

- ・下水道法第二条の二に基づき、策定する下水道の整備に関する総合的な基本計画（流域別下水道整備総合計画（以下、流総計画））は公共用水域の水質環境基準が定められた地域における下水道整備のマスタープランであり、流総計画が策定されている地域では個々の下水道事業は、流総計画に適合しなければならない。
- ・早急に下水道整備が求められる地域において、全体計画に定める終末処理場とは別に中間的な処理施設を設置するなど、ニーズに柔軟かつ機動的に対応できる下水道整備方式（フレックスプラン）を平成元年度から展開しているところであり、平成8年度には可搬式処理施設の設置（ハイパーフレックスプラン）や手続きでの簡素化を図るなどの拡充を行っている。（平成22年3月末までに44箇所を実施）



○フレックスプラン実施箇所（完了も含む）

都道府県	市町村名	地区名	都道府県	市町村名	地区名
北海道	伊達市	有珠処理区 ※	岐阜県	八百津町	丸山処理区 ◎
岩手県	北上川上流	都南処理区 ※	愛知県	豊田市	元宮処理区 ◎
岩手県	花巻市	温泉処理区 ※	三重県	伊勢市	五十鈴川処理区 ※
岩手県	二戸市	荷渡処理区	三重県	伊勢市	茶屋処理区 ※
秋田県	秋田市	金足処理区 ◎	三重県	伊勢市	小俣処理区
秋田県	秋田市	下浜南処理区	三重県	津市	浜田処理区 ※
山形県	最上川	村山処理区 ※	三重県	津市	高野処理区 ◎
福島県	郡山市	熱海処理区 ◎	三重県	津市	白山処理区 ※
福島県	磐梯町	更科処理区 ◎	三重県	明和町	明和处理区 ※
福島県	西郷村	大平処理区 ※	三重県	玉城町	玉城処理区
福島県	水戸市	大塚・赤塚処理区 ※	滋賀県	志賀町	南小松処理区 ◎
茨城県	水戸市	双葉台処理区 ※	和歌山県	広川町	広港処理区 ※
茨城県	水戸市	けやき台処理区 ※	和歌山県	由良町	畑・中処理区 ※
茨城県	筑西市	川島処理区	鳥取県	鳥取市	吉岡処理区 ※
栃木県	足利市	坂西団地処理区 ※	岡山県	岡山市	中原処理区
埼玉県	鳩山町	鳩山第2処理区 ◎	岡山県	岡山市	足守処理区
富山県	魚津市	大杉台処理区 ※	広島県	広島市	水内川処理区 ※
石川県	金沢市	森本丘陵処理区	広島県	三次市	酒屋処理区 ※
福井県	福井市	美山処理区 ※	広島県	東広島市	入野駅南住宅団地 ◎
山梨県	南アルプス市	楯形処理区 ◎	福岡県	水巻町	高松処理区 ◎
山梨県	南アルプス市	白根処理区 ※	佐賀県	基山町	けやき台処理区
岐阜県	美濃加茂市	蜂屋川北処理区 ◎	佐賀県	基山町	高島処理区

※は完了箇所

◎は処理施設の廃止箇所

⑦ 財政負担と住民負担のバランスや世帯間公平性の確保

《市町村長アンケート取りまとめ意見》

- ・ 行政区域全体における汚水処理手法毎の市町村の財政負担と住民負担のバランスや、世帯間での公平性・平等性等の確保が重要である。

《ヒアリング自治体の意見・データ》

（長野県）

- ・ 長野県の各事業費費用比較

事業別 年間一人当たりの運営費と負担額（長野県平均）

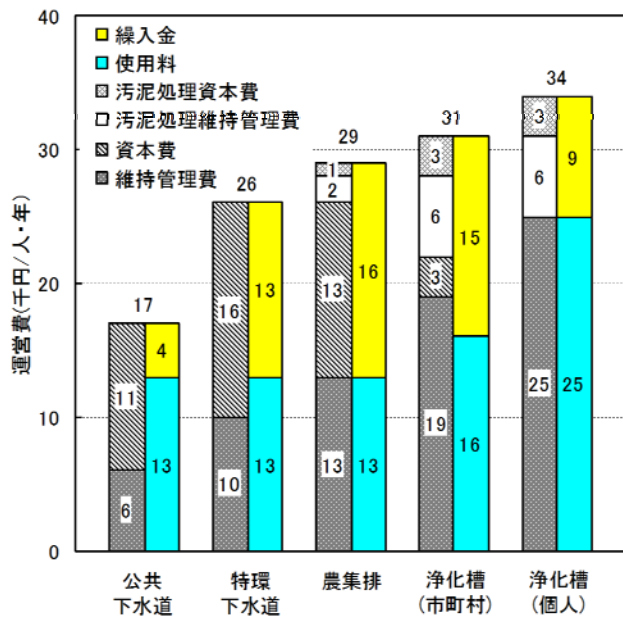


図 2-64 事業別運営費と負担額

(「平成 18 年度総務省下水道事業経営指標」等から試算)



- 単位を一人あたりの運営費、負担額として試算
- 使用料(負担額)は、公共、特環、農集で同じ額、維持管理費は使用料でまかなっている
- 浄化槽は、維持管理費基数によるスケールメリットが作用しにくい
- 住民は、自ら排水処理システムの選択はできないため、一人当たりの負担額や一般会計からの繰入金などの均衡をどのように図るかが重要
- 農集、浄化槽には、し尿処理施設の運営費が加算されるため、し尿処理施設の効率化が検討のカギ

(注) H18 年度総務省経営指標、H17 年度し尿処理施設経費等から下記の条件で県が試算

- ・ 1 人当たりの使用水量を 0.2m³/日として試算
- ・ 個人設置型の浄化槽は、7 人槽タイプ、1 世帯当たり 4 人として試算
- ・ 維持管理費には、汚泥の処理処分を含む
- ・ 農集排及び浄化槽へは、し尿処理場の経費(資本費+維持管理費)を含む

※①～⑦は「当該計画を策定する際の課題あるいは対応方針についてご記述下さい。(設問 I-4)」のアンケートとりまとめ結果である。

(設問 I-4) 当該計画を策定する際の課題あるいは対応方針についてご記述下さい。